

Chapter

03

サンフランシスコ 平和条約と現在

法の支配に基づく平和と 安定の確立を目指して

現在の日本の領土は、第二次世界大戦後の1952年4月発効のサンフランシスコ平和条約により法的に確定されました。

それにもかかわらず、我が国の領土である北方領土はロシアによる法的根拠のない形での占拠、竹島は韓国による不法占拠が続き、尖閣諸島周辺の情勢については、中国による一方的な現状変更の試みにより緊張が増しています。

日本の平和と繁栄を確保していく上では、近隣諸国との間で安定的な関係を築いていくことが重要です。

同時に、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、力による現状変更の試みについては、冷静かつ毅然と対応していきます。

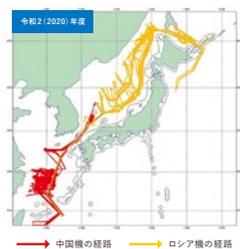


図39 緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例
出典：令和3年版防衛白書

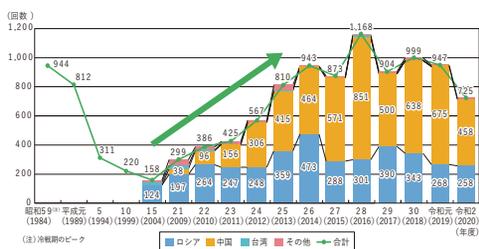


図40 冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳
出典：令和3年版防衛白書

力による現状変更の試みについては、冷静かつ毅然と対応することを通じて、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を、地域みんなで実現していくことは、とても重要だね



サンフランシスコ平和条約と現在①

1951(昭和26)年～

北方領土 日露関係と北方領土問題

インド太平洋地域の戦略環境が大きく変化しつつある中で、ロシアと安定的な関係を構築することは、日本の国益のみならず、地域の安定と発展にとっても極めて重要であり、日本としてロシアとの関係を重視する姿勢に変わりはありません。

一方、日露関係にとって最大の懸案である北方領土問題が、戦後75年以上を経過した今も未解決のままとなっています。

日本政府としては、このような現状を踏まえ、地域の重要なパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく、二国間関係の潜在的可能性を視野に一層協力を深め、平和条約締結問題を含む政治、経済、人的交流など、幅広い分野において日露関係全体を発展させるとともに、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針の下、首脳間及び外相間で緊密な対話を重ねつつ、粘り強く北方領土問題の解決を図っていく考えです。

一方、北方四島でのロシアの軍備強化に向けた動きなど、領土問題に関する日本の立場と相容れないロシア側の動きに対しては、同問題に対する我が国の立場に基づき、ロシア側に対して申入れを行ってまいります。

日ソ・日露間の平和条約締結交渉

1956年10月の日ソ共同宣言において、平和条約の締結交渉の継続及び平和条約締結後にソ連が歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことに同意しました。1991年4月の「日ソ共同声明」では、歯舞、色丹、国後、択捉の四島が平和条約で解決されるべき領土問題の対象であることが初めて文書の形で確認されました。また、1993年10月の東京宣言では、領土問題を、北方四島の島名を列挙して、その帰属に関する問題であると位置付けた上で、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結することに合意しました。

2013年4月の安倍総理の訪露の際、安倍総理とプーチン大統領は、戦後67年を経て日露間で平和条約が存在しないことは異常であるとの認識を共有しました。2016年5月、両首脳は「新しいアプローチ」で、交渉を精力的に進めていくとの認識を共有し、同年12月プーチン大統領訪日の際、両首脳は、平和条約問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意を表明しました。そして2018年11月、新し

いアプローチの下での協力の積み重ねにより培われた信頼の上に、「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意しました。

2020年9月には、日露首脳電話会談を行い、菅総理とプーチン大統領は、2018年11月のシンガポールでの首脳会談で安倍総理とプーチン大統領が「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認するとともに、政治、経済、文化等幅広い分野で日露関係全体を発展させていくことで一致しました。



図41 日露首脳会談(2019年6月29日)

写真提供: 内閣広報室

北方四島をめぐる日露協力の進展

北方領土問題解決のための環境整備の一環として、四島交流、自由訪問及び北方墓参などに積極的に取り組むとともに、今後も手続の簡素化を続けることで一致しています。

新型コロナウイルス感染症をめぐる状況により、2020年及び2021年に計画されていた事業の実施は困難となりましたが、可能な限り早期に事業を実施すべく、日露政府間及び我が方と四島側の実施団体間で協議を継続していく考えです。



図42 環境問題を学ぶロシア人

提供: 独立行政法人北方領土問題対策協会

ロシアと安定的な関係を構築することは、インド太平洋地域の安定と発展にとっても極めて重要であることがわかるね。



サンフランシスコ平和条約と現在②

1951(昭和26)年～

竹島

韓国による竹島の不法占拠について

1953(昭和28)年7月、竹島周辺で不法漁業に従事している韓国漁民の取締りに当たっていた海上保安庁の巡視船が韓国官憲から銃撃を受けるという事件が起きました。その後、韓国は竹島に警備隊員を常駐させ、宿舎や監視所、灯台、接岸施設などを設置しています。また、2012(平成24)年李明博韓国大統領の竹島上陸、竹島周辺海域での軍事訓練や海洋調査など、不法占拠をし続け、独自の領有根拠に基づいて韓国の国内外に宣伝し、国民に対する教育を行っています。

竹島は歴史的事実にも国際法上も明らかに日本固有の領土です。韓国側が国際法上何ら根拠がないまま竹島を不法占拠しつづけていることは、いかなる措置も法的な正当性を有するものではなく、我が国は韓国国会議員の竹島上陸、竹島周辺海域での軍事訓練や海洋調査などの都度韓国に対し強く抗議を行っています。

我が国は、竹島の領有権をめぐる問題について、国際法にのっとり、冷静かつ毅然と紛争を解決する考えです。

竹島の領有権問題を国際司法裁判所(ICJ)に付託することを韓国側に提案

我が国は、1954年、1962年及び2012年、韓国に対し、竹島の領有権紛争をICJに付託するよう提案しています。特に2012年8月10日李明博韓国大統領の竹島上陸を背景に、竹島の領有権問題をICJに付託することを韓国側に提案(同年8月21日)しましたが、韓国は拒否しています(同年8月30日)。



図43 国際司法裁判所
写真提供:UN Photo

韓国軍による竹島軍事訓練、韓国国会議員による竹島上陸等に対する外交ルートを通じた抗議等

2016年以降韓国軍による竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査、韓国国会議員による竹島上陸など否定的な動きが相次ぎ、我が国政府からその都度強く外交ルート等を通じて、迅速な抗議・申入れを行っています。

2020年は竹島やその周辺での軍事訓練(6、12月)や海洋調査が行われ、また、2021年にも軍事訓練(6月)、韓国国会議員の上陸(8月)、竹島のリアルタイム映像の公開等が行われたことから、これらにつき、日本政府として、日本の立場に鑑み受け入れられないとして強く抗議を行いました。



図44 2020(令和2)年12月25日 加藤官房長官竹島軍事訓練抗議
出典:首相官邸ホームページ(https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/202012/25_a.html)

我が国は、韓国の武力による不法占拠に対して国際司法裁判所へ付託を提案するなど紛争の平和的な解決方法を試みているんだね。



サンフランシスコ平和条約と現在③

1951(昭和26)年～

尖閣諸島

中国による一方的な現状変更の試み

尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配しています。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しません。

1969年5月、国連アジア極東経済委員会(ECAFE)の学術調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性ありとの指摘がなされ、尖閣諸島に対する注目が集まりました。すると、それまで何ら主張を行っていなかった中国・台湾は、1970年代になって初めて尖閣諸島の「領有権」を主張するようになったのです。1992年、中国は「領海及び接続水域法」を制定し、尖閣諸島は中国の領土であると法律で定めました。1958年の中国による「領海声明」では、尖閣諸島への言及はなかったことから、この間の中国の立場の変化は明らかです。

2008年12月、中国国家海洋局に所属する船舶が2隻、突如として尖閣諸島周辺の日本の領海に侵入する事案が発生し、2012年9月には、我が国が尖閣諸島のうち三島(魚釣島・北小島・南小島)の民法上の所有権を、民間人から国に移したことを口実として、それ以降、中国海警局等に所属する船舶が荒天の日を除きほぼ毎日接続水域に入域するようになり、月に数回の頻度で領海侵入を繰り返しています。中国海警船は領海侵入の際に日本漁船に接近しようという動きを見せたり、砲を搭載した船舶が領海侵入したりするなど、尖閣諸島周辺において「力」を背景とした一方的な現状変更の試みを執拗に継続しています。

日本は、サンフランシスコ平和条約などの国際法に従った「法の支配」に基づいた国際秩序を擁護する観点から、米国をはじめとする関係国と連携し、尖閣諸島に対する中国の挑戦には冷静かつ毅然と対処していきます。

中国海警局に所属する船舶等による尖閣諸島周辺の接続水域内入域及び領海侵入隻数(2008年～2021年8月)



図45 中国海警局に所属する船舶等による尖閣諸島周辺の接続水域内入域及び領海侵入隻数(2008年～2021年8月)

出典：海上保安庁ホームページ <https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html>

2008年以降、中国は領海侵入を繰り返しているんだね。

